

議案第 7 号

那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

那須烏山市条例第 号

那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第78号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
（登録申請） 第3条 団体印鑑の登録を受けようとする代表者等又は地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人（以下「代理人」という。）を置いている認可地縁団体の当該代理人は、認可地縁団体印鑑登録申請書に同省令第21条第2項の規定に基づき交付を受けた当該認可地縁団体の台帳の写し及び登録を受けようとする団体印鑑を添え、市長に申請しなければならない。この場合において、代理人が申請するときは、代表者等からの委任の旨を証する書類を併せて添えなければならない。	（登録申請） 第3条 団体印鑑の登録を受けようとする代表者等又は地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号</u>に規定する代理人（以下「代理人」という。）を置いている認可地縁団体の当該代理人は、認可地縁団体印鑑登録申請書に同省令第21条第2項の規定に基づき交付を受けた当該認可地縁団体の台帳の写し及び登録を受けようとする団体印鑑を添え、市長に申請しなければならない。この場合において、代理人が申請するときは、代表者等からの委任の旨を証する書類を併せて添えなければならない。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。